

《使用許可を取得された皆様へ》

許可後の必須事項、
注意点についてご紹介します。



◆ 購入 ◆

工業用アルコールは、許可を取得している度数、種別のアルコールしか購入できません。

◆ 使用 ◆

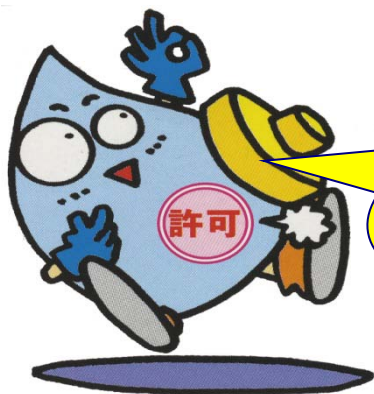
工業用アルコールは許可されたとおりの方法にしか使えません。許可内容以外に使用するには、事前の手続きを必要とする場合がありますので、あらかじめアルコール室にご相談ください。

◆ 義務 ◆

加算額(酒税相当額)を含まないアルコール(工業用アルコール)を購入するためには、許可を取得する以外に法定帳簿(アルコール使用簿)作成、業務報告書の提出、立入検査の受検が必要です。

(参考)加算額(酒税相当額)

95度	200ℓドラム缶	190,000円	、	18ℓ一斗缶	17,100円
99度	200ℓドラム缶	198,000円	、	18ℓ一斗缶	17,820円



許可がないと加算額を含まないアルコールは購入できません。

◆ 購入 ◆

工業用アルコールは、許可を取得している度数、種別のアルコールしか購入できません。

具体的には、

【95度発酵】で許可を取得している場合は、【95度発酵】のアルコールしか購入できません。

異なる度数あるいは種別のアルコールを購入したい場合は、購入前に申請手続きが必要です。

(参考)工業用アルコールは、許可を受けた製造事業者、輸入事業者、販売事業者から購入することができます。

許可事業者名簿をご覧になりたい場合は、当省HP

<http://www.meti.go.jp/policy/alcohol/openlist/jur6/jur6.htm> 又は

中国経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室(以下、アルコール室という。)にお尋ねください。

◆ 使用 ◆

工業用アルコールは許可されたとおりの方法にしか使えません。許可内容以外に使用するには、事前の手続きを必要とする場合がありますので、あらかじめアルコール室にご相談ください。

主な変更事項は以下のとおりです。

- アルコールを使用する製品を追加する場合
- 新たな用途にアルコールを使用する場合
- 使用するアルコールの度数を変更する場合
- 使用するアルコールの種別(発酵・合成)を変更する場合 等

事前

変更申請書

(事前の届出)

- 本社の所在地が変更する場合 等

(事後の届出)

- 商号、名称が変更する場合
- 製品名を変更する場合
- 代表者が交替する場合 等

事前

事後

変更届出書

【注意】許可を受けていない他の製品に使用したり、使用方法を無許可で変えると罰則の対象となります。

(例)無許可で新しい用途にアルコールを使用した場合:100万円以下の罰金又は1年以下の懲役(併科あり)

◆ 義 務 ◆

許可後、必ず守っていただく事項は以下の3点です。

1. 法定帳簿(アルコール使用簿)の作成、記帳

許可どおりに使用し、不正に他の用途に転用していないことを明らかにするために、アルコールの購入・使用の都度、記帳する必要があります。

また、法定帳簿は5年間の保存が義務付けられています。

法定帳簿は必要事項さえ記入してあれば、様式は自由です。

当局HPに参考様式を掲載しています。

(<http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/alcohol-yoshiki/yoshiki.htm>)



2. 業務報告書の提出

毎年1回、1年度分(4月～翌年3月)のアルコールの購入、使用の状況を5月末日までに経済産業局(本社を所管する局)に報告します。

(例)2010年度分(2010年4月～2011年3月)は2011年5月末日までに報告書を提出

なお、アルコールの購入、使用実績がない場合であっても、その旨、報告が必要です。

様式は当局HP(<http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/alcohol/manual.htm#gyoumu>)からダウンロード あるいは アルコール室にご連絡いただければ郵送をさせていただきます。

3. 立入検査の受検

全ての許可事業者に対して、経済産業局の職員が立入検査に伺います。職員が事業場に立入り、帳簿類、アルコール使用・保管状況、設備を確認するほか、アルコール濃度分析のためにアルコール使用製品の一部の無償提供(収去)をお願いする場合があります。

【注意】上記、義務履行に違反すると 20万円以下の罰金となることがあります。

◆ 注意事項 ◆

以下の場合、事前・事後の手続きや当局の立会いが必要となります。
直ちにアルコール室にご連絡ください。

1. 工業用アルコールを亡失した場合

例としては、以下の場合が想定されます。

- 一升瓶やホリタンクに小分けしたアルコールを割って(倒して)こぼしてしまった！
- 落として一斗缶に穴が空きアルコールがこぼれた！

等

2. 工業用アルコールの使用を廃止する場合

例としては、以下の場合が想定されます。

- 事業を廃業する
- アルコールの使用を全て廃止する
- アルコールの使用を廃止しようと思うが、まだアルコールが残っている

等

工業用アルコールの残量がある場合は、「廃棄する」又は「他の許可事業者へ譲渡する」方法で処分する必要があります。手続き、方法等についてはアルコール室にご相談ください。

注意

- 許可内容以外の用途にアルコールを使用してはいけません！
- 事前の手続きなしにアルコールを処分してはいけません！

工業用アルコールについてのご質問、ご相談はお気軽に！

中国経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30

TEL:082-224-5681 FAX:082-224-5643

http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/alcohol/alcohol_top.htm

お問い合わせは
こちらです

